

被災者の住生活向上を考慮した集団移転先の選定

—噴火災害後の南九州から朝鮮半島への集団移転事例—

主査 安部 美和^{*1}

委員 大西 康伸^{*2}, 長谷川 麻子^{*3}, 本間 里見^{*4}, 下田 貞幸^{*5},

本研究では、災害後の集団移転を伴う生活再建では、用地の確保とライフスタイルの維持が移転先選定において重視されるという仮説のもと、大正3（1914）年の桜島噴火を事例に検証することを試みた。長距離かつ出身地区が異なる被災者同士の集団移住事例であるにもかかわらず、これまで移住先での生活について明らかにされることはなかった。本研究では、2年を要した移住者子孫への聞き取り調査の結果から、国内への集団移住者に比べ土地所有や生業に就くことは難しくなかったこと、日本式の住宅や生活環境が維持された一方で、故郷の文化は言葉と食事に僅かに残るのみであったこと、小学校を中心とするネットワークが形成されていたことが明らかになった。

キーワード：1）噴火災害，2）居住地移動，3）住宅再建，4）環境適応，5）桜島，6）朝鮮半島

SELECTION OF REROCATION SITE FOR THE VICTIMS CONSIDERING THEIR QUALITY OF LIFE

-A case study on the group migration for disaster recovery from South Kyushu to South Korea after the eruption of Sakurajima in 1914-

Ch. Miwa Abe

Mem. Yasunobu Onishi, Asako Hasegawa, Riken Honma, Sadayuki Shimoda

This study investigated importance of selecting the relocation site for the victims' group maintaining their lifestyle to recover from disasters in case of the eruption of Sakurajima in 1914. The interviews with offspring of the emigrants from Kagoshima to South Korea revealed their real life in Gimje-city; they could own the land and get the job easily as same as other migrated victims in Japan, their residences and lifestyle were similar to those in Japan, however, very little remained of their original culture in their dialect and foods, and the human network around the elementary schools was established.

1. 研究概要（背景と目的）

現在の自然災害後の集団移転では、防災集団移転促進事業だけではなく、がけ地近接等危険住宅移転事業、小規模住宅地区改良事業などいくつかの事業が組み合わされて実施されている。利用する事業により、移転者への補助金率は変わり、適応される事業に応じて移転世帯数に制限も設けられているなど、選択肢は多様にみえる。一方で、東日本大震災の被災地でも高台移転事業における合意形成が難しいことでもわかるように、居住地の移動は住民にとって簡単に合意できる政策ではないのも現実である。

国際的にも、各地域で発生する自然災害後の集団移転については社会学、文化人類学、政治学など様々な分野で議論が行われ、移住しなかった住民たちとの関係や仕

事先との距離、移住地の選定や家屋のデザイン、環境や文化への配慮など集団移住を左右する要因がこれまでの研究でも指摘されてきた^{文1)～文3)}。

我が国における過去の災害復興事例をみると、移転距離が長い事例もみられ、明治22（1889）年に発生した十津川大水害では多くの住民が北海道に集団移住し、今の新十津川町を形成している。国内では最長距離の移住であり、住民は6日かけて神戸まで移動し、船で北海道に移動した^{文4)}。また、大正3（1914）年に発生した桜島大噴火では、西桜島村の住民が朝鮮半島の全羅北道に集団移住を行っている。当時は、鹿児島県や宮崎県の各地に移住先が指定され人々は移住していった^{文5)}。移転先の選定や新しい土地での生活再建は、こうした被災者の

^{*1} 熊本大学 熊本創生推進機構 准教授・博士（地球環境学） ^{*2} 熊本大学大学院先端科学研究部 准教授・博士（学術） ^{*3} 熊本大学大学院先端科学研究部 准教授・博士（工学） ^{*4} 熊本大学大学院先端科学研究部 准教授・博士（工学） ^{*5} 国立高等専門学校機構本部 教授・博士（工学）

将来の生活にかかわるものであり、移転先の選定やそこでの生活の適応を明らかにすることは今後の災害復興において被災者の住環境、住生活の向上につながると考える。

ダム開発や道路の拡張に伴う移転など、開発目的で実施される集団移転と異なり、災害後の集団移転の特徴は住民が次に住む場所を個人で検討することや、集落の住民同士で検討する時間が十分にない点にある。

近年では、生活への影響を考え距離は短くかつ同じ近隣住民が揃って移動する配慮がなされるようになってきた。しかし、今後警戒される大規模かつ広域災害が発生した場合、近隣へという選択肢のみには限界があるのではないだろうか。また、集団で移動すること自体にも限界があると考え。現状では、災害後に集団移転の検討を迫られた際、参考になるような事例がまとまったものが存在しない。どのような生活再建の選択肢があり、それを実施したこれまでの被災者たちがどのような生活を送っているのかを知る手段が整備されていないのである。

そこで、本研究では記録に残る災害復興の中でも移転距離が長く、同じ桜島村ではありながら出身地区が異なる被災者同士が、文化の異なる地に移住した大正3年の桜島噴火災害を事例とし、鹿児島から朝鮮半島に集団移住を行った人々の生活に焦点を当てた。この集団移住事例は、平成23(2011)年3月に中央防災会議の災害教訓の継承に関する専門委員会が作成した報告書に記載がされているものの、西桜島村から10家族54人が朝鮮半島へ移住したこと、県が特例として旅費と1カ年の生活費など合計1,713,550円の金銭的支援をしたことのみしか記されていない。報告も、「これら10家族のその後の消息は不明で、子孫の無事を祈願したい。」の一文で締めくくられているのみで、移転過程や移住先での生活についてこれまで全く明らかにされてこなかった。

今回、この移住先で生活をしていた方やその子孫にたどり着き、移住先での生活の様子や戦後の引揚げについて聞き取り調査を実施できた。本稿では、長距離移動を伴う生活再建の方法について、移住の際の用地確保、ライフスタイルの維持の2点について史実を示す。

2. 災害後の集団移住の変遷

2.1 災害後の集団移住

平成5(1993)年に発生した奥尻島津波災害や平成16(2004)年に発生した中越地震、平成28(2016)年4月14日と16日に発生した熊本地震でも人々の安全な居住地確保のため、集団移転が検討されており、移転先の確保や合意形成など当該自治体は課題に直面した。

災害復興における居住地の移転は、「被災者から見れば強制移住はいつも災害」^{文6)}と称されるなど、従来のコミュニティに存在していた人間関係の崩壊や孤立、経済

的な影響を与えることが知られている。既存研究には、移転先での人間関係やコミュニティへの影響に関する研究^{文7)～文9)}や防災集団移転促進事業とがけ地近接等危険住宅移転事業^{注1)}など制度の組み合わせによる集団移転による集落再建^{文10)}、移転に伴う生業の影響^{文11)}などがある。

2.2 防災集団移転促進事業の成立とその前

災害からの復旧を考える際、原形復旧が原則とされてきたわが国において、改良復旧の思想導入という制度改革がなされたのは、昭和47(1972)年7月に発生した豪雨災害を契機とした集団移転に関する法整備である。国内で400名を超える死者を出したこの豪雨災害では、中国地方や九州地方を中心に被害を出した。被災した地方から都市部に住む子供や親戚を頼った人口流出などが背景となり、被災地内の別場所で住宅を再建するため地方公共団体へ事業費の一部補助を行い、防災のための集団移転促進事業の円滑な推進を図ることを目的とした防災集団移転促進事業制度が昭和47年11月に可決成立、同年12月に公布施行された^{文10)}。昭和47年以降、この制度を利用した災害後の集団移転事例は、平成23年に東日本大震災が発生するまでの39年間で延べ35の地方公共団体が制度を活用し1,834戸が集団移転を実施した^{文12)}。

防災集団移転促進事業が整備される以前は、昭和36(1961)年長野県伊那谷での豪雨災害による集団移転(235戸、1,323人)、昭和40(1965)年福井県西谷村や昭和42(1967)年新潟県黒川村等、水害による集団移転事例がみられる。昭和47年に防災集団移転促進事業が整備されるまでは、長野県伊那谷で実施された、農林災害復旧事業の施行を行わず、この事業に本来かかる予定であった国庫補助金を当時の農林省から自治省に移管して集団移転事業補助金に充てるという方法が、「伊那谷方式」と呼ばれ、他の被災地で参考にされていた。

遡って昭和より以前の災害後の集団移転を見てみると、明治22年の奈良県十津川村での水害による北海道への移住や大正3年桜島噴火による種子島や大隅半島、霧島地域への集団移転など、開拓・開墾の意味合いが含まれた災害復興目的の集団移住がみられる。

3. 大正3年の桜島の噴火

3.1 被害概要

大正3年1月12日午前10時頃より遠雷がとどろいたのち、桜島が噴煙を上げた。日暮れになるにつれて音は大きくなり家の障子が振動し、午後6時頃より、振り子時計の錘を止めるような揺れが夜中の中続き火花や雷などの閃光が雲間に見える状況であった^{注2)}。

当時は噴火前から南九州一帯で地震や噴火が相次ぎ、様々な変動が認められていた。噴火当日の日没には、鹿

児島市側でマグニチュード7.1の地震が発生し被害を出した。1月13日20時過ぎには西側河口で火砕流噴火が発生し、赤生原をはじめとする沿岸部の集落が被害を受け家屋が焼失した。溶岩の噴出は続き、1月26日頃ようやく沈静化した。東側の火口でも14日の朝に溶岩の流出が確認され、1月30日頃には対岸の大隅半島と陸続きになった。

中央防災会議の報告書^{文13)}によると、当時、東桜島村の人口8,463、西桜島村の人口12,939のうち、桜島全体での人的被害は、噴出物による死者2名（西桜島村：赤水）、溺死20名（東桜島村：黒神3名、脇4名、湯之11名、持木2名）、土石等による死者8名（東桜島村：黒神7名、有村1名）で、4歳から80歳までの計30名であった。両村併せて世帯数約3,100戸、人口約21,300人のうち、農業従事者が97%を占めていたため、身体的な被害を直接受けてはいないものの、生活再建という点では耕作地が焼失または火山灰による被害を受け誰もが途方に暮れていたことが伺える。

朝鮮半島への移住者が多い西桜島村の赤生原地区、小池地区の被害状況を見てみると、赤生原には当時152戸、1,003人の住民が住んでおり、噴火まで多くの住民がとどまっていたが、その後県の救助船などに救助された。集落は溶岩に埋没し、大部分の住家が焼失、住民は鹿児島方面に避難した。小池には、119戸、1,445人が住んでいたが警察や県の救助船によって全住民が鹿児島方面に避難し、1月14日に集落は溶岩流によって埋没した。このことから、朝鮮半島への移住を決めた人々はそれぞれの家屋を焼失しただけではなく、集落全体を失ったことが分かる。西桜島村の赤水、横山、小池、赤生原といった現在フェリー乗り場となっている周辺から東側にかけての沿岸部は、溶岩によって家屋は全滅となった。東桜島村でも、大隅半島と接岸した東側の沿岸部、瀬戸、脇、有村の3地区は溶岩により家屋は全滅となった。農作物への被害、畜産、養蚕、林業、水産業への被害も甚大であったことが報告書にまとめられており、多くの被災者が収入を得る手段を失ったことが分かる^{文13)}。

3.2 噴火に伴う居住地の国内移動

噴火災害によって被害が大きかったのは東桜島村及び西桜島村の両村で、住民の大部分はほかの地に移住しなければならない状況であった。鹿児島県は、移住希望者の数を桜島住民2,000戸、大隅地方の住民500戸の総計2,500戸と見込んだ^{文13)}。当時の県知事が官有地の無償譲渡や移住費の補助を含めた陳情を行い、最終的には国有地原野を中心に、鹿児島県からの移住計画が発表された。移住地は、いずれも地域住民の立ち入れない平地の少ない山地や丘陵地奥にあたる国有地に位置し、農業生活を始めるには困難を極めたことが記されており^{文13)}、

異郷での開墾や不自由な生活に疲弊し移住後数年で帰郷した家族も多かった。

候補地選定にあつては、まず県内もしくは隣県に吏員を派遣し定住の候補地選定が着手された。当時、吏員が派遣されたのは、鹿児島県内を除くと宮崎県、北海道、朝鮮、台湾等である^{文14)}。派遣吏員が移住地の選定を進めると同時に、被災者に対しては移住地の希望を申し出させ、その希望による移住をおこなった。また、従来の職業の関係から開墾に従事し得ない者には任意移住させることとした。移住先の選定には、各戸の長老が2～3の候補地を巡検し各自の責任で移住地を決める措置が取られていた^{文13)}。最終的に、指定地移住者は1,002戸6,245人（表3-1）、任意移住者は2,066戸14,587人となった^{文5)}。

表 3-1 指定移住地への移住状況（戸数）

移住元 移住先		東 桜 島 村	西 桜 島 村	牛 根 村	百 引 村	垂 水 村	市 成 村	西 志 布 志 村
肝 属 郡	北野	88						
	名辺迫	71						
	内之牧	64	28					
	大中尾	223			21			
	大野原		21			63		
熊 毛 郡	中割	28	178					
	国上	34	41	3	20		1	1
	現和	4	39					
	夷守	7	34				11	
	昌明寺		12					
朝鮮			10					

（桜島町郷土誌^{文5)}をもとに筆者作成）

移住先には、県内をはじめ国有林地が払い下げされており、林野の開墾が条件となった。指定移住地の土地測量や移住民への土地の配分は鹿児島県が行った^{文13)}。移住計画では、移住の目的として罹災者を救助し独立自営させること、既成の町村に従属させ長く移住先に定住させることの2点を目標としていた。また、移住するものの条件としては、災害により土地家屋を滅失したもの、災害により家屋を失い容易な土地復旧の見込みができないもの、災害により土地の生産力を失ったものなどに該当し、移住の意志が固いこと、桜島への復帰の気持ちがなく開墾に耐え、生計が困難かつ全戸が移住するものが対象とされた。しかし、移住計画の第二条には、同一戸籍内にあっても、独立の生計を営み戸数割を負担できる

場合には、別の戸と認めるということが示されており、被災当時に同一世帯であっても世帯分離して独立生計を立てることができれば、別場所への移住や、移住を拒否して桜島に残るという選択肢があったことが伺える。

指定移住者は、鹿児島県内に移住の場合には県有地を貸付し、自費で開墾することとしていた。また、貸付事業の条件としては、貸付時から5年以内に開墾するものとし、特別な事情がある場合には、その期間を2年に限り延長することがあるとしている。耕作に適さず、ほかの用途で使う場合には、許可を得てほかの目的に利用し、その場合も事業完了とした。また、事業の完成10年後には、土地所有権を県の所有から移住者に与えるようにしている。この移住計画には、住宅や耕作地のほか、燃材をとる林や草地、学校や教員住宅の敷地、防風林、墓地、牛や馬の埋葬地、寺院、駐在所、伝染病舎など集落としての共有地も与えることが明記されている。移住に際しては、小屋掛け料、仮設小屋、移住に必要な実費や旅費、生活に必要な家具や農具の費用、荷物の運搬費、相当期間の食料費と油代、さしあたり必要な種苗および肥料、共同浴槽が支給された。また、国内の指定地の多くは樹木地で開墾作業が非常に困難な土地であったため、食料費については作付けの遅れから当初の予定期間より延長して支給されることが記録されている。

国内の移住先では、住宅分布により20～30戸で1つの農事小組合を組織し、移住団地ごとに総代と副総代において農事小組合長、副組合長を選び、町村長の承認を得て移住民に関する用務をするようにしている。こうした指示により、各移住先で選出された総代たちは移住先の町村において早期に自治を開始したと考えられる。移住地の指導監督のために、県の農業技手が所轄郡ごとに駐在し、指導にもあたっていた。移住地の地租やその他の税負担は、将来その所有者となる者が負担することとし、共有地については移住者たちで負担することとしている。また、一旦移住地から帰還し、特別な理由がない場合や新たに移住を希望する場合は移住を許可しないとした。移住者が桜島の現住所に所有している土地家屋の利用や処分に関しては、行政はそれを拘束しないと、移住するからといって元の土地を取り上げられることや、現在のように危険区域に指定し再居住を制限するなどの規制は計画されなかった^{文5)文13)}。

移住先での受け入れ状況を種子島（現西之表市）の事例で見てみると、大正3年1月17日に、県から種子島の村長に対し送られた電報が残っており、「県ヨリノ急電桜島罹災民移住ニ関シ協議ノ件アリ 貴官及三種子島村長至急出頭アリ度シ」の中で、被災者が種子島に移住する場合には、サツマイモの種イモ500石（90,000リットル：1石を180リットルで換算）を寄贈すること、サツマイモの苗床を準備すること（移住者1戸あたりに3反

歩）、小屋掛け用の茅などの材料を原野から採取することを認めるようにしてある。ほかの移住地についても同様に、移住の受け入れ先となる地域の負担において被災者受け入れの準備が行われるように県から通達があったと考えられ、移住者と移住受け入れ者との間で摩擦が生じていたのではないかと推測される。

宅地や耕地の配分としては、国内指定移住地の場合、宅地として1戸当たり平均5畝（4.96a）、耕地として1町7反（1.68ha）以内を貸し付け、家族が4人以下の場合は、耕地面積は20%減、5～7人を平均とし、8～10人の場合は15%増、10人以上は30%増の配分とされた^{文13)}。国内での移住にあつては、より桜島に近い移住先が好まれ、桜島にある神社と同名の「月読神社」を祀る、祭事の継承、移住先の集落名に「桜」の文字を入れる、新設された小学校校章に「桜」が使われるなど、各移住先で故郷を想う工夫がされていたことが分かる。

4. 朝鮮半島への集団移住

4.1 支援の状況

本研究が対象とする朝鮮半島に移住した被災者は、指定地移住者に含まれており、移住者はすべて西桜島村の被災者であった。支援内容を見てみると、食料費について差があり、国内の指定地に移住を実施したものは年齢の区分や土地の状況によって1人1日6～8銭となっている。最大の1日8銭支給されたとしても、30日では2円40銭ということになり、朝鮮移住者のひと月2円50銭の方がわずかに多い（表4-1）。

表4-1 指定移住地に移住した者への支援状況

国内の 指定地移住者	家族数または開墾反数に応じて移住費または罹災救助基金が支給（農具種苗費、家具費、小屋掛け費等）。食料費は、年齢の区分および土地の状況によって、1日1人平均6～8銭の範囲で現品または現金を支給。貸し付けられた地籍は、1戸につき平均で宅地495平米、耕地16,860平米以内。
朝鮮への 指定地移住者	鹿児島市から朝鮮の金堤までの三等汽車の半額を旅費として支給。 普通農具費として、1戸につき4円を支給。 田地灌溉用水車1台（十戸で共同利用）60円と見積もり、1戸につき6円。食料は、1人1カ月平均2円50銭、家具は内地と同額支給。

また、朝鮮移住者には年齢区分や土地の状況が考慮されないため、必ず受け取れる食料費は明らかに朝鮮移住者の方が高かったと考えられる。大正3年当時の1円を、企業物価指数を用いて現在の価値に換算してみると、当

時の企業物価指数が 0.618, 2018 年の企業物価指数は 710.6 であるため,「2018 年の企業物価指数/1914 年の企業物価指数」は 1149.8 となる。現在の物価が当時の約 1150 倍であることから,当時の 1 円は 1,150 円ほどと換算できる。移住先によってわずかな差はあるものの,5 人家族であれば,食料だけでひと月 12 円 50 銭(約 14,375 円)の支給があったことになる。

4.2 桜島から朝鮮全羅北道へ

朝鮮半島への移住に至る経緯については,大正 3 年 2 月 8 日の鹿児島新聞朝刊に記事が掲載されている。西桜島村白濱地区出身の上山義則氏が朝鮮総督府で働いており,当時の鹿児島県知事である谷口留五郎氏に,被災者の移住について移民規則^{注 3)}まで添付し「一家離散を迫られる島民に永遠の安心と立命の礎を興すため,復興のための一策として朝鮮東拓会社の移民とする策はどうか。農期の関係上移住するのであれば春季 3 月から 4 月までに決行する必要がある,移民の募集は期間が限られているため今回の募集を逃したら次の募集まで一年待たなくてはならない。東拓会社に罹災臨時移住募集の道を開いてもらえるよう県から交渉されることを望む」という主旨の申し入れを行った^{文 15)}。

大正 3 年 3 月 3 日の鹿児島新聞には,移住地が朝鮮の全羅北道に決まったことが掲載されている。桜島被災者の移住に尽力している行政当局は,朝鮮の全羅北道管内に最も適地が多いと判断し,郡山,益山,全州,金堤,扶安,古埠,井邑,感悦,礪山等を適地と認めた。全北平野経営農者投資額 1 万円以上の者に対して勧誘を行っている^{文 16)}。現在の価値にして 1,000 万円を超える金額の投資が可能ということから,応募が可能であったのは裕福な家庭であったことが分かる。

移住希望者の出発は,大正 3 年 4 月 8 日であった。翌日の朝刊によると,「櫻島罹災民左記 10 戸 53 名は 8 日午後 6 時 55 分鹿児島駅発上(り)列車にて出発門司經由渡鮮の途に上れり」とあり^{文 17)},門司から下関に渡り,下関からは関釜連絡船にて釜山まで船で渡った^{文 18)}。**写真 4-1**は,釜山港に上陸した直後の写真である。移住者には,支援物資として鹿児島から金堤間の三等汽車の半額が支給されていた^{文 5)}ことから,釜山上陸後は金堤までを鉄道で移動したことが分かる。

朝鮮移住に関しては,東洋拓殖株式会社(以下,東拓)に委託されており,日本の拓殖事業の一環として朝鮮半島への移民事業の中にこの被災者の移住が組み込まれていたことが分かった。東拓が大正 10(1921)年に発行した移住者名簿を確認すると,大正 10 年 6 月 1 日までに 11 回の移民団が派遣されており,桜島の被災者は第 4 回の移民団と一緒に朝鮮に渡っている。朝鮮での移住先は,

全羅北道金堤郡孔徳面黄山里(現金提市孔徳面黄山里)であり,当時東拓の事業によって金堤郡の各地域には,桜島からの移住者を含めた 570 戸が移住した(**図 4-1**)。

移住先となった金堤市は,現在も韓国一の穀倉地帯であり,韓国で最も広い平野(万頃平野)が位置し,日本の統治時代にはこの地で取れた米を北部の群山市に運び,日本に輸出していた。

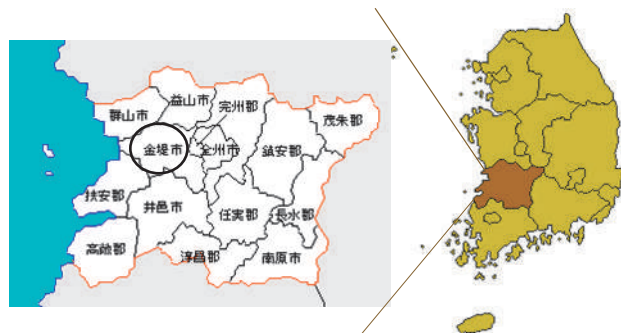


図 4-1 朝鮮半島における桜島噴火被災者の移住先(金堤市)

桜島町の郷土誌には 10 戸 54 名が朝鮮移住をしたと記録されているが,東拓作成の移民名簿を確認すると,12 戸が世帯主として記録されている(**表 4-2**)。各戸の人数については記載がないため,移住世帯が増えたのか,移住予定世帯が移住前に世帯分離をただけなのかについては明らかにできなかった。

表 4-2 西桜島村と東洋拓殖株式会社による
移住者名簿とその比較

西桜島村による 移住者名簿(渡航人数)	東洋拓殖株式会社による移民 名簿(人数記載なし)
上山 備 (6)	上山 備
折田 吉之進 (3)	折田 吉之進
有村 熊十郎 (6)	有村 熊十郎
有村 十右衛門 (7)	有村 十右衛門
白浜 正吉 (5)	白濱 正吉
酒匂 忠三郎 (2)	酒匂 忠三郎
平川 森吉 (5)	
有村 雄一 (19)	有村 雄一
藤崎 権村 (7)	藤崎 虎之助
西川 孫助 (4)	西川 孫助
	酒匂 千春
	國生 直市
	永吉 袈裟熊

写真 4-2は,移住した年の黄山里の風景である。写真で確認できる田は移住者に割り当てられた土地で,奥に住宅が広がっていることが分かる。同じ場所付近から,2019 年の調査時に撮影したものが**写真 4-3**である。**写真 4-2**の左奥に確認できる大きな木は,道路拡張工事に伴

い伐採された。終戦時まで岡山県から移住して醸造所を営んでいた平野家（図 4-2 参照）のすぐそばにあった。

国内の指定移住地へ移転した事例と異なり、既墾地を手に入れた移住者たちは移住直後から農業に従事できていたことが分かる。また、移住者のための駅に続く道路も移住時には整備されていた（写真 4-2 の中央）。



写真 4-1 釜山港における第 4 回移民渡航の光景^{文 18) 注 4)}



写真 4-2 1914 年当時の桜島からの移住地の光景^{文 19) 注 5)}



写真 4-3 2019 年現在の芙蓉駅から黄山里への光景

4.3 移住先の気候

移住者にとって、健康的な生活を送るためには、住まいの性能や機能とともに外界気象条件が大きく影響する

はずである。そこで、気象庁から公表されている過去の日本と韓国における気象データ^{文 20)}から、移住元および移住先の気候の差異を考察した。

図 4-2 に、鹿児島市および全州市のクリモグラフを示した。クリモグラフは、各月の平均気温および相対湿度をプロットしたもので、都市ごとの気候の差異を表すことができる。移住先である金提市には測定点がないため、付近の都市である全州市のデータを用いることとした。取得可能な全州市最古の気象データが 1960 年であるため、この年の鹿児島市におけるデータと比較した。

この図から、桜島より金提は冬期に寒冷であることが容易に推察され、移住者にとっては過酷な寒さであったと考えられる。

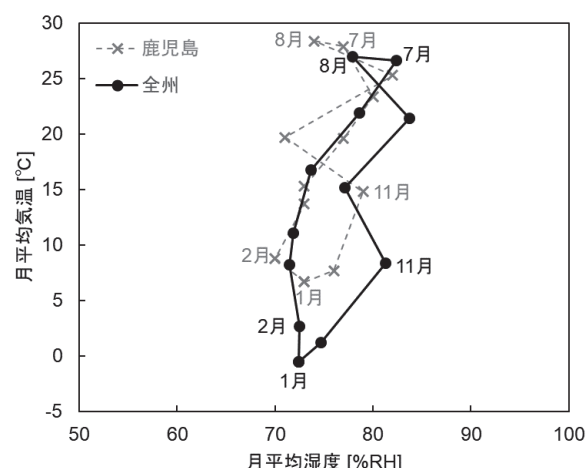


図 4-2 クリモグラフによる比較（1960 年）

図 4-3 に、気象庁が公表している気温および降雨量の 1981～2010 年平年値を示す。移住当時の気象データは取得できないが、近年の平年値により気候の差異を考察してみる。鹿児島市と全州市のデータを比較すると、気温および降雨量は鹿児島市より全州市のほうが低値であり、冬期の寒さを除けば過ごしやすい気候といえる。全州市の気温と、日本における他の都市の気温を比較してみると、おおむね福島市と同等であった。

移住当時の気候は不明であるが、これらの気象データから、移住者にとっては鹿児島市から福島市へ移動した程度の気候の差異があったと想定できる。

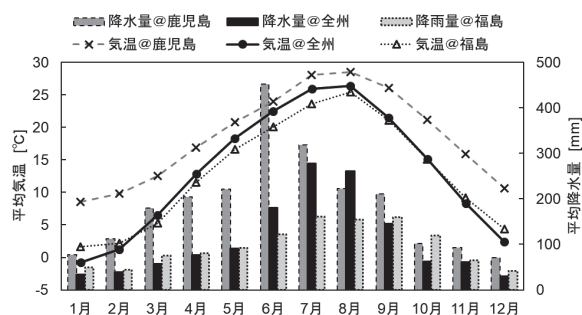


図 4-3 気温と降水量の平年値による比較

4.4 移住先の用地の確保

東拓の明治 41 (1908) 年の創設当時および、創設から 37 年間にわたる国策会社としての事業概要については、金^{文 21)}や大鎌^{文 22)}が詳しい。また、東拓による土地の経営方式については安^{文 23)}によってまとめられている。東拓による移民事業に関しては、研究事例が都市に集中していることから、轟^{文 24)}は農村に着目し、東拓の移住者名簿を活用した移住集落の地理的構造の検討を試みている。当時、東拓事業の大きな柱の一つは農地経営であった。東拓自らが地主となり小作人と契約を結んで農場経営を行う場合と、内地から自作農の移住者を募って耕作にあたらせる場合とがあった。

立地環境については、既存の日本人コミュニティとの近接性が指摘されており、既に日本人が多い地域が移住先の条件になっていたようである。一方で、鉄道線路や新作路、港湾周辺により多くの移住地が優先的に立地していたことも指摘されており、特に朝鮮王室の所有地や国有地があてられていた文²⁴⁾。桜島からの移住者も、明治45(1912)年10月に開業した芙蓉駅の近くに移住先が定められており、この芙蓉駅周辺には日本人による駅前の繁華街が形成されていた。繁華街には、34軒の飲み屋をはじめ、芸者の置屋、酒屋、薬局、写真館、精米所、交番、郵便局などがあった。桜島からの移住者が黄山里で生活を始めたのは大正3年のため、駅が開業して2年目には黄山里に東拓移住地が構えられていたことになる。

また、轟は東拓移民の集落の特徴を「混住」「階層分化」の2つのキーワードを用いて説明している。東拓による移住地の多くは、開拓入植ではなく既墾地がほとんどで、従前より小作していた朝鮮人がおり、従来の所有関係が維持された土地の中に東拓移住地が点在する格好になっ

ていた。そのため、既存集落と東拓移住地とが混在していた。また、自作農として移住した農民は一律2町歩の耕地が割り当てられたが、移住後、周辺の土地を買収して規模を拡大する場合、大地主となって小作人を雇い農場を経営する場合、現状維持の場合、様々な理由から土地所有台帳から消滅している場合などがあり、土地所有の変遷がみられていたと指摘している。

4.5 移住先のすまい

桜島からの移住者が住んだ黄山里には、戦前の建物が現在も1棟残っている（写真4-4）。ここは、熊本県からの移住者である城井家が所有していた建物で、娘が結婚したのちに移住世代の老夫婦は北側の駄菓子屋を営み、娘婿となった坂本家が立ち飲み屋を経営していた（図4-4）。現在は、住宅兼餅・製粉屋として同じ場所に位置している。西側の道路拡張に伴い台所部分は狭くなり、広い土間にマッコリの甕が埋めてある立ち飲み屋をしていたスペースは、居住スペースとなっていた（図4-5の共用室3と共用室4）。



写真 4-4 旧坂本家を建物西側より撮影

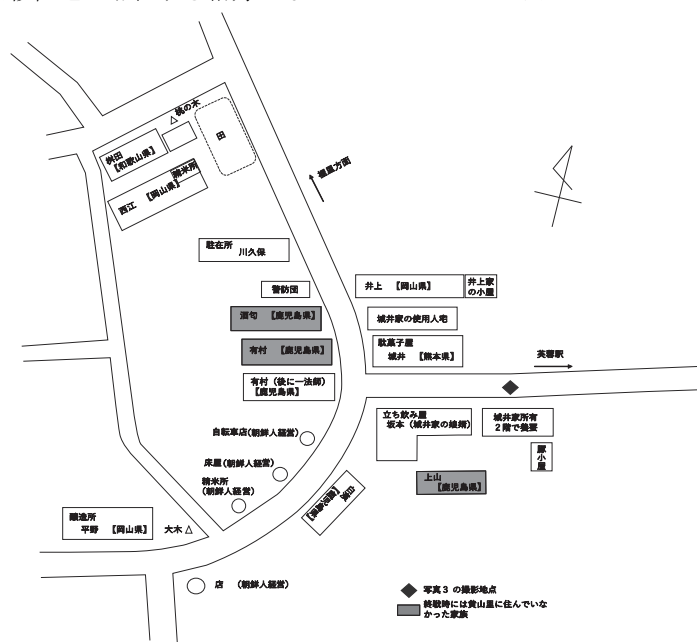


図 4-4 昭和 15~20 年当時の黄山里

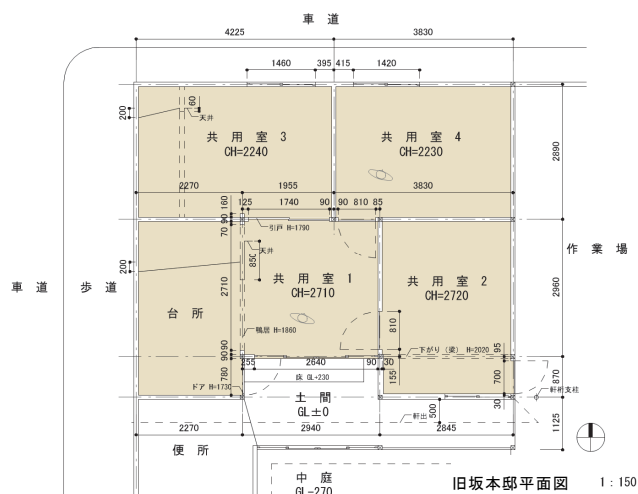


図 4-5 旧坂本家（現在は宋龍憲氏所有の黄山里餅製粉屋）

実測した移住者住宅の建築的特徴は、90mm 角の柱が使われていること、柱芯でのモジュールは 1,960～1,900mm 程度であること等である。南九州の伝統的家屋の調査では柱芯で 6.5 尺～6.3 尺（1,970mm～1,910mm）程度が比較的多く見られており、これとほぼ一致する結果となった。また、平面形は実測では田の字型に近い形態であったが、ヒアリング結果を含めて考えると一列個室＋L 字型土間またはその変化パターンであったとも考えられる。何れも、日本韓国双方に見られる特徴の範囲内である。今回の調査は 1 棟のみの実測であり、調査結果から移住者の手による日本の様式による建築か、現地の建築様式を取り入れて建てられたものかの判断はできない。当時はすでに日本と韓国の建築的融合が進んでいた時期でもあり、対象住宅も双方の影響が及んでいる可能性もあるため詳細な追加調査が必要である。

一方で、多少の論理的飛躍はあるが、以下のような考察が可能である。韓国の伝統的な住宅様式には玄関がない。門を抜けてマダン（中庭）を通り、マダンに配されたマル（縁側）から部屋に上がる、または直接部屋に上がる様式であった。旧坂本家や図 5-2 の一法師家にも玄関はなく縁側から出入りする造りだが、マダンのような囲われた庭ではなく敷地の南に作られた日本式の明るい庭が設けられていた。また、厳しい冬の寒さに耐えるために、双方の住居にオンドルが設けられている。一方、旧坂本邸の現状から、納屋や作業場によってマダンが形成され、そこから部屋に上がる様式となっている。マルを含む軒下空間は掃き出し窓によって室内化され玄関のようになっており（図 5-2 の土間）、このマルの扱いは古い家屋を改築した現代の韓国住宅によく見られる。以上のことから、韓国へ移った当初は日本式の住宅のよい部分と韓国式の住宅のよい部分を折衷した形式を採用していたが、月日経ち居住者が代わるにつれ、徐々に韓国

式の住宅へと改築されていったと推測できる。

城井家と坂本家の店舗は、芙蓉駅に向かう集落の入り口にあり、北側の道は小学校の通学路としても利用され、通学や通勤で汽車を使う人々も芙蓉駅に向かう際に必ず店の前を通った。城井家の主人が狩猟をしていたため、坂本家（図 4-5）南側にあった縁側には猟犬が繋がれていたそうである。図 4-5 の共用室 1 と共用室 2 は当時も居室として使われており、他に建物東側に 2 階建ての倉庫があって（図 4-4）、2 階では養蚕がされていた。

城井家の北側には、住み込みで働く朝鮮人の家があった。子供が生まれると城井さんが子供の名付け親になり、近所の子供が顔を出すなど交流があった。黄山里の中で空き家が出ると、結婚したばかりの夫婦など、住んでいる日本人たちの間で情報が共有され空き家が使われていた。黄山里の中でも日本人が住んでいたのは駅からの道沿いが多く、集落の南東に朝鮮人の集落があった。

5. 有村十右衛門とその家族の暮らし

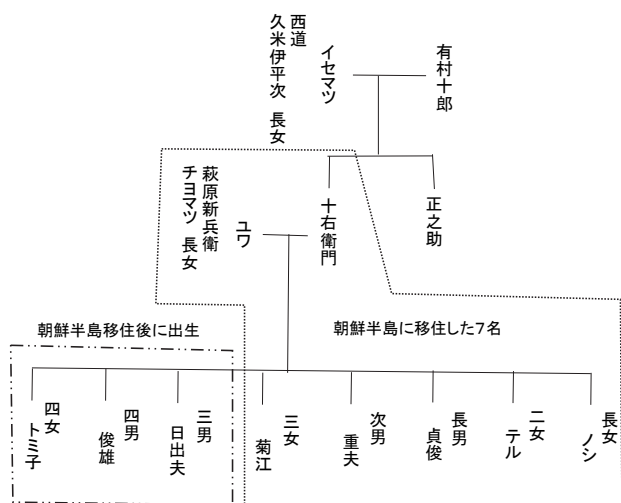
5.1 移住先の生活

今回たどり着くことができた移住者の子孫は、有村十右衛門の二女テル（写真 5-1 前列右から 2 人目）の娘と四男俊雄（写真 5-1 前列右から 1 人目）の子供たちである。現地での生活や、引揚げについて自身の経験や親から伝え聞いていたことをお話しいただけた。



写真 5-1 昭和 11 年 8 月 9 日撮影の移住家族と住宅
（有村十右衛門は後列右から 3 人目）

図 5-1 にもあるとおり、有村十右衛門の家族は十右衛門を世帯主として 7 名が朝鮮半島へ移住した。その際の話や移住先での生活を、当時 7 歳で移住した二女テルの娘（現在 89 歳）に伺うことができた。彼女もまた、15 歳までを移住先である黄山里で過ごし、戦後の引揚げを経験した当事者である（写真 5-1 前列右から 3 人目の少女）。



有村十右衛門一家は、子供 5 人を連れて移住を行っている。二女であるテルが当時 7 歳であったことから、まだ乳飲み子を抱えての移住決断であったことが伺える。移住先では 3 人の子宝に恵まれ、四男四女の家庭となった(図 5-1)。**写真 5-1** は、昭和 11 年の自宅の様子である。その後、二女テルの嫁ぎ先である一法師家がこの住宅を引き継いだ。移住に際し、十右衛門は被災した桜島の宅地を含め所有地の多くを妻の実家である萩原家に売却している。昭和 50 (1975) 年に、十右衛門の四男俊雄が桜島町役場で土地証明書を確認しており、赤生原地区の山林 2,610 平米の所有のみを確認している^{注 6)}。桜島では稲作ができないため、米作りのノウハウがなかったことから、移住先では田の世話を地元の朝鮮人や日本人移住者が手伝った。他の収入源として、十右衛門は鹿児島特産の大島紬を仕入れ、移住先を拠点として遠くは満州まで売りに行っていた。稲作や商売を行いながら、桜島での経験を活かして自家消費用の果樹栽培なども始めた。黄山里には、田以外にどの家も果樹園を持っており梨やぶどうなどを育てていた。出荷するほどの規模で、果樹栽培を行う家もあったそうである。

彼らの移住先となった黄山里には、第4回東拓移民となった桜島からの移住者とは別に、第5回に和歌山県から井上傳次郎と熊本県から城井勝虎、第10回では岡山県から西江登記太の家族が移住している。これら家族は、終戦を迎える日まで黄山里に居住していた。特に城井家は、有村テルの結婚の際に仲人を務めるなど有村家と親交が深く、営んでいた駄菓子屋や立ち飲み屋には有村家の子供がよく出入りをしていた。

黄山里への移住後、三男日出夫を幼くして朝鮮で亡くし、昭和 11 (1936) 年 10 月に十右衛門が、昭和 17 (1942) 年 6 月に妻のユワが亡くなった。終戦を迎えた昭和 20 (1945) 年には、朝鮮からの引揚げを控えた 10 月に三女菊江も亡くなった。葬儀は移住先で執り行われ集落の南

西に共同墓地もあったが、後に遺骨は日本に持ち帰られ埋葬されている。黃山里で生まれた子供たちは、移住元である桜島や鹿児島を見たことがなく、四男の俊雄は修学旅行で初めて日本を訪問した。黃山里生まれの二女テルの娘もまた、戦後の引揚げまで日本に上陸したことはなかった。

テルは、向かいに住む城井家の仲人により熊本県から朝鮮半島に移住していた一法師均と結婚した。均は朝鮮総督府で働いており、主に河川工事の現場監督をしていたため留守にすることが多く、実家のある黄山里で娘を育てた。縫製所に弟子入りして和裁を身につけたテルは、その技術を生かして黄山里で仕事をしていた。終戦を迎え、軍が黄山里に敗戦と引揚げの連絡をして回った時でも、テルは黄山里を離れるつもりはなく和裁を続けていたそうである。戦後鹿児島市に引揚げてからは、呉服店の仕立てをするなどして生計を立てていた。

テルの娘にとって時々「鹿児島」を意識したのは、家族と近所の人が使う言葉と、カライモ餅や団子汁という郷土料理を通してであったという。有村十右衛門宅の隣には、同じく桜島から移住していた酒匂忠三郎の家があった。忠三郎はよく十右衛門の家を訪問しており、勝手口や縁側から「おユワさん、おやいか（おユワさん、いますか）」と声をかけた。「はい、おじやはんか、忠三郎さん（はい、いらっしゃいませ忠三郎さん）」という祖母とのやり取りを聞いていたという。当時は、これが桜島の言葉だったとは知らず、また鹿児島の食文化についても引揚げ後、鹿児島についてから気づくことが多かった。こうしたことから、桜島や鹿児島の生活様式や文化が意識して孫世代に伝えられるということとはなかったことが読み取れる。このことは、戦後引揚げるつもりがなかったテルの行動からも伺える。7歳で移住し、生活基盤が黄山里にできていたテルにとって、黄山里が故郷であって桜島や鹿児島は両親の出身地ではあるが自身にとって馴染みのない場所でしかなかったと考えられる。テルの娘も、小学校同窓会の思い出集^{文 25)}の中で黄山里について「幼い日より平和な時代を私達に与えてくれた想い出の楽天地であった」と記している。

種子島や大隅半島に移住した事例と異なり、黄山里では桜島を連想させるものや祭事の継承が全く聞かれなかった。黄山里には他県からの移住者も移り住んでいたこともあるが、それ以上に故郷を出て新しい土地で再起をかける思いが感じられ、30年の平穏な歳月を経て新しい故郷が形成されたと考えられる。

5.2 すまいと近隣

テルの娘への聞き取り調査で、当時の住宅の様子が明らかになった。移住当初の住宅は小屋掛け程度で、屋根は藁を積んだものであった。住宅がある場所はぬかるん

だ地で、家の入り口まで飛び石のような石が置かれ、ぬかるみを避けられるようになっていたと親戚や近所の人から聞いていたそうである。

図 5-2 は、聞き取り調査で得られた当時の一法師家(旧有村家)の間取りである。芙蓉駅に向かう道の突き当りに自宅があった。写真 5-1 は、この自宅の庭から縁側、和室方面に撮影したものである。

彼女が物心つくころには、どの家もトタン屋根で、畳のある住宅になっており、隣の町から畳屋が通ってきていた。また、室内には襖や障子、縁側もあった。部屋の好きな場所はオンドルで、竈からの熱を利用しているため、部屋の中でも竈に近いところが一番暖かい。部屋の一番暖かい場所で、家族が固まるようにして過ごすのが楽しかった。オンドルの床は土でできており、夏場はひんやりしていて気持ちが良く、やはり家族が集まる場所になっていた。

黄山里の冬の寒さは厳しく、梨などの果物を庭に出しておくのと凍ったそうで、子供たちはこの凍った果物を食べるのが楽しみであった。また、冬の寒さのため屋外にあるトイレは夜利用せず、甕の中に用を足して朝になると各家の女性が共同の水場でそれを洗っていた。日本人家庭に限らず、地域の朝鮮人の家庭でも同じようにしていた。土間には木製の蓋がついた床下収納があり、階段で降りようになっていた。冷蔵庫の代わりのようなもので、涼しい地下には味噌や醤油、保存食などが置かれていた。どの家にも和室があり、建物は日本と同じような造りであったが、茅が手に入らないため屋根は藁(の

ちにトタン)を活用し、オンドルなど移住先の気候に合わせた設えや生活様式を組み合わせたスタイルで環境に適応していたことが伺える。

黄山里からは約2キロの距離、芙蓉駅の北側に木造2階建ての芙蓉公立国民学校があった。黄山里を含め、この地域の情報交換の場は小学校が担っていた。運動会ともなると地域の子供から大人までが集まるため、新しい移住者の顔や商売、家族などについて知る機会となっていた。その小学校の運動会が、日本からの移住者が一堂に会す機会であり、移住者のネットワークを構築する場であった。黄山里を含め、近隣の移住集落には自治会や子供会などはなく、地域の祭りなどはなかったが、芙蓉駅の近くに日本人が神主を務める神社があり、戦争に出征する人がいると地域の人が集まった。また、駐在所の警察官は2〜3年で交代となるため、黄山里で何か決める事がある時には、城井家や有村家など移住生活が長い家の高齢者が、長老として出てきて対応したそうである。

5.3 戦後引揚げ

テルの娘は、昭和20年8月15日の終戦の知らせを女学校で聞いた。敗戦後、軍がトラックで引揚げの知らせをして回った。10月25日の夜、迎えに来たトラックに乗せられて黄山里を後にした。床下に作りかけの人形を置いてきてしまったこと、家で飼っていた三毛猫にお別れが言えなかったことを今でも悔やんでいる。裡里までトラックで移動し、貨物列車で大邱へ、釜山では2晩を野宿で過ごし、船で博多港に到着した。その後、鉄道で

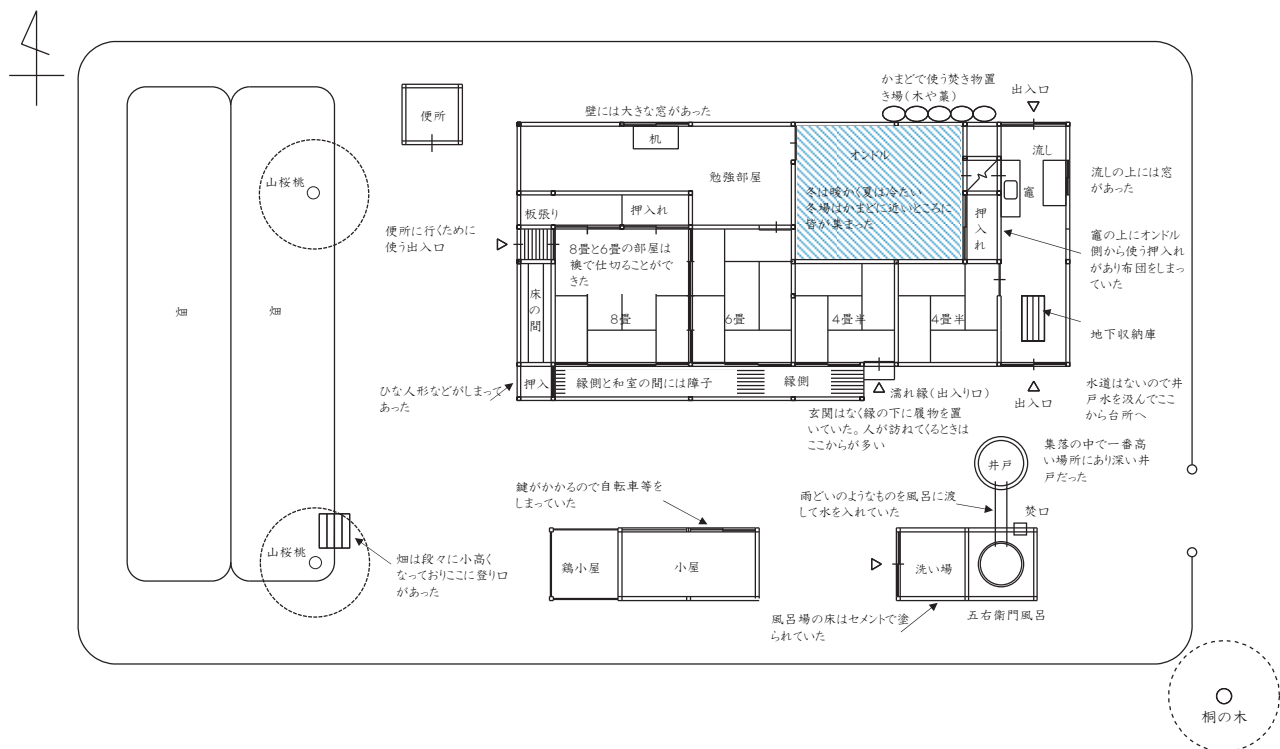


図 5-2 昭和20年当時の一法師家の間取り図(旧有村十右衛門家)

鹿児島まで移動し、鹿児島駅に到着したのは11月1日か2日だったと記憶している。この日、初めて桜島を見た。黄山里からの引揚げでは、裕福な家庭は闇船で脱出するなどそれぞれがバラバラに日本へ引揚げ、その後昭和54（1979）年に小学校の同窓会が立ち上がるまで、多くの学友との交流が途絶えることとなった。

朝鮮からの引揚者の中には、終戦後も朝鮮での学友たちと親交を深めている例が報告されており^{文 26)}、朝鮮での幼少期からのつながりが継続していたことが伺える。黄山里を含め、芙蓉駅周辺に居住していた日本人たちも、芙蓉公立国民学校の同窓会として昭和54年に「芙蓉会」を立ち上げ、昭和63（1988）年には第1回の韓国渡航を果たし、戦前の居住地を訪ねた。現在は、メンバーの高齢化に伴い芙蓉会は消滅している。

6. まとめ

本研究では、記録に残る災害復興の中でも長距離かつ、出身地区が異なる被災者同士が、文化の異なる地に移転した事例について、移住の際の用地確保、ライフスタイルの維持の2点について史実から明らかにすることを試みた。

まず移住先の用地の確保については、東拓によって自作農としての移住支援を受けたことが国内移転した事例と生計面で大きく異なる。朝鮮への移住では、既墾地が与えられただけでなく道路整備後の地へ移住をしており、国内の事例に比べて生計再建は早かったと考えられる。一方で、桜島の土地を売り払って移住するなど「戻れる土地」を手放している事例がみられ、戦争を含め故郷に戻るという選択肢は失っていた。加えて、国内移住に際しては住宅や耕作地のほか、燃材をとる林や草地、墓地など集落としての共有地も与えることとしていたが、東拓移住では集落としての自治の形成や共有地の確保などの支援はなかった。朝鮮への移住事例では、住む土地を準備するだけではなく生業再建につながる形で土地を準備していた点が国内の事例と大きく異なるというのが用地の確保の特徴であった。東拓による土地の収奪やその方法についてはここで議論しないものの、移住支援により早期に農業を開始することができたことから、国内の指定地移住者に比べ経済的な心配をすることなく移住先での生活が始まったことになる。

ライフスタイルについては、日本式の住宅や生活環境は気候や風土に合わせて改良を加えつつも維持されていた。一方で、故郷の文化は言葉と食事に残るのみであり、国内移住地に見られたような桜島を思い起こさせる名称や印を使うことはなく、祭りなど故郷に関するものを積極的に移住先に持ち込むことはしていない。そこでの生活様式は移住先の気候に対応して改良したものとなり、故郷との関係は無意識に言葉や食事に残ったものの、新

しい場所で新しい人たちと暮らしを構築することに努めていたといえる。そこでは、小学校を中心とした狭いコミュニティではあるものの、運動会など学校行事で顔を合わせる関係の範囲で暮らしの支えあいが見られ、また東拓移民という背景から、新しい土地で豊かな暮らしを築くという共通目標が、集落関係の基礎をつくったと考ええる。

<謝辞>

本研究の実施にあたり、溜芳子様、有村清美様、有村幹郎様、浜川宏様、宋龍憲様をはじめ、桜島の皆様、黄山里の皆様、鹿児島市桜島支所、金提市役所に多大なるご協力をいただきました。ここに記して心より御礼申し上げます。また、登場する有村十右衛門一家のお名前については、ご家族の了承をいただき敬称略にて本文に記させていただきました。

<注>

1) 防災集団移転促進事業同様、危険な区域にある住民の移転を促進することによって住民の生命・財産を守ることを目的としている制度であるが、移転先において一定規模以上の土地を整備して集団を形成することを要件としている防災集団移転促進事業と異なり、集団を形成することに拘束されないため、移転先が散在する点に違いがある。

2) 郡長から大正3年1月17日に県に送られた電報「櫻島爆発ニ付キ異常報告」によって報告された概要

3) 移民規則には、移民には甲種と乙種の二種類があり、甲種は一戸につき二町歩の開墾地と借地を得、将来はこれを年賦償還して自己の所有とできる。乙種は、賃借地で小作米を作る。また移住に際して東洋拓殖株式会社より移住費として一戸当たり二百円が貸与される。

4) 大正2年東洋拓殖株式会社事業報告書より。掲載ページには、「関釜連絡船ニテ釜山港ニ上陸シタル光景ニシテ右端ニ腕章ヲ附セルハ特約旅館ノ案内者、左端ニ洋服ヲ着用セルハ渡航幹旋ノ為本社ヨリ出張セル社員ナリ」の説明がされている。

5) 大正3年東洋拓殖株式会社事業報告書より。掲載ページには、「本團體（十二戸）ハ大正二年度鹿児島懸櫻島罹災民ヲ収容セルモノナリ正面ニ在ル家屋ハ移住民ノ住家ニシテ其ノ前方ハ割當田地又中央ノ道路ハ特ニ移住民ノ為ニ新設セルモノトス本年度ニ於テモ此方面ニ単戸移住民五戸ヲ収容セリ」の説明がされている。

6) 土地証明書、昭和50年7月7日、桜島町長横山金盛名で、有村十右衛門氏所有の山林4カ所の地積が確認されている。

<参考文献>

- 1) Oliver-Smith, Anthony: Successes and Failures in Post-Disaster Resettlement, Disasters, Vol.15, Issues 1, pp.12~23, 1991.3
- 2) Cernea, Michael.M.: From Unused Social Knowledge to

- Policy Creation: The Case of Population Resettlement, Development Discussion Papers, Harvard Institute for International Development, No.342, pp.60, 1990
- 3) Cernea, Michael.M.: Involuntary Resettlement in Development Projects: Policy guidelines in World Bank-financed projects, The World Bank, Washington DC, 1988.4
 - 4) 蒲田文雄・小林芳正: 十津川水害と北海道移住, 古今書院, 2006.
 - 5) 桜島町郷土誌編さん委員会: 桜島町郷土誌, 有限会社旭印刷, 1988.3
 - 6) Partridge William: Involuntary Resettlement of Development Projects, Journal of Refugee Studies, Vol.2, Issue 3, pp. 373~384, 1989.1
 - 7) 青砥徳高, 熊谷良雄, 糸井川栄一, 澤田雅浩: 新潟県中越地震による中山間地域集落からの世帯移転の要因と世帯移転が集落コミュニティに及ぼす影響に関する研究, 地域安全学会論文集, No. 8, pp.155~162, 一般社団法人地域安全学会, 2006.11
 - 8) 石川永子, 池田浩敬, 澤田雅浩, 中林一樹: 被災者の住宅再建・生活回復から見た被災集落の集団移転の評価に関する研究: 新潟県中越地震における防災集団移転促進事業の事例を通して, 都市計画.別冊, 都市計画論文集, Vol.43, No.3, pp.727~732, 公益社団法人日本都市計画学会, 2008.10
 - 9) 田中正人, 中北衣美: 集団移転による被災集落の分割実態とその影響-新潟県長岡市西谷地区の事例を通して-, 地域安全学会論文集, Vol.13, pp.463~470, 一般社団法人地域安全学会, 2010.11
 - 10) 安部 美和: 天草市倉岳における水害被害と集団移転 制度整備の過程と現在のくらし, 熊本大学政策研究, Vol.7, pp.75~86, 熊本大学政策創造研究教育センター, 2016.3
 - 11) 石川永子, 中林一樹, 池田浩敬, 葉袋奈美子: 宅地崩壊地区の住宅再建・生活復活に関する計画論的研究-中越地震災害での集団移転事業・宅地耐震化事業を中心に-, 住宅総合研究財団論文集, No.34, pp.303~314, 一般社団法人住総研, 2008
 - 12) 国土交通省, 集団移転促進事業実施状況 http://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/tobou/g7_1.htm (2019.10.15)
 - 13) 中央防災会議災害教訓の継承に関する専門調査委員会: 1914 桜島噴火報告書, 2011.3
 - 14) 鹿児島新聞記者十余名共著, 大正三年桜島大爆震記, 桜島大爆震記編纂事務所, 1914.
 - 15) 鹿児島新聞, 大正3年2月8日, 朝刊「東拓移住の勧誘」
 - 16) 鹿児島新聞, 大正3年3月3日, 朝刊「桜島罹災者移住地朝鮮の全羅北道」
 - 17) 鹿児島新聞, 大正3年4月9日, 朝刊「朝鮮移住民出発」
 - 18) 東洋拓殖株式会社: 大正貳年度事業概況, 1914.3 (国史編纂委員会 http://db.history.go.kr/item/imageViewer.do?levelId=smlb_056 2019.10.11)
 - 19) 東洋拓殖株式会社: 大正参年度事業概況, 1915.3 (国史編纂委員会 http://db.history.go.kr/item/imageViewer.do?levelId=smlb_056 2019.10.11)
 - 20) 気象庁: 各種データ・資料, <https://www.jma.go.jp/jma/menu/menureport.html> (2019.10.03)
 - 21) 金早雪: 国策会社・東拓の事業展開, 信州大学経済学論集, No.29, pp.87~117, 信州大学経済学部, 1992.3
 - 22) 大鎌邦雄: 東洋拓殖株式会社創立期の実態, 北海道大学農経論叢, No.28, pp.70~93, 北海道大学農学部農業経済学教室, 1972.3
 - 23) 安秉珪: 東洋拓殖株式会社の土地経営方式と在来朝鮮地主の経営方式について, 経営史学, Vol.11, No.1, pp.75~109, 経営史学会, 1976.7
 - 24) 轟博志: 東洋拓殖による農業入植地の立地特性-メソスケールの要因を中心に-, 立命館言語文化研究, Vol.21, No.4, pp.97~107, 立命館大学国際言語文化研究所, 2010.3
 - 25) 芙蓉小学校同窓会【芙蓉会】: 芙蓉小学校「思い出集」, 1999.4
 - 26) 佐藤量: 東洋拓殖移民の帰国をめぐる同窓会の役割-禾湖里尋常高等小学校同窓会を事例に-, 立命館言語文化研究, Vol.21, No.4, pp.109~120, 立命館大学国際言語文化研究所, 2010.3

<研究協力者（敬称略・アイウエオ順）>

李タウン 圓光大学歴史教育科 教授

Bonjun Koo 京都大学防災研究所 研究員

山 泰幸 関西学院大学災害復興制度研究所 副所長・教授